

総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第5号

総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則

総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成28年総社市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除項」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(第1号訪問事業の一般原則)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1号訪問事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 第1号訪問事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第25条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ</p>	<p>(第1号訪問事業の一般原則)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第25条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ</p>

改正後	改正前
<p>ならない。 (1)～(6) 略 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等) 第27条 略 2及び3 略</p> <p><u>4 旧訪問サービス事業者は、適切な旧訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第27条の2 旧訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する旧訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 旧訪問サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 旧訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> (衛生管理等) 第28条 略 2 略</p> <p><u>3 旧訪問サービス事業者は、当該旧訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>ならない。 (1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等) 第27条 略 2及び3 略</p> <p><u>4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等) 第28条 略 2 略</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>当該旧訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) <u>当該旧訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該旧訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 <u>旧訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該旧訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 <u>旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して旧訪問サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても旧訪問サービスの提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第35条 略</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第35条の2 <u>旧訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該旧訪問サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) <u>当該旧訪問サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該旧訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防</u></p>	<p>(揭示)</p> <p>第29条 略</p> <p>(市への協力)</p> <p>第34条 略</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第35条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(旧訪問サービスの提供に当たっての留意点) 第41条 略 <u>(電磁的記録等)</u> 第42条 旧訪問サービス事業者及び旧訪問サービスの提供に当たる者は、<u>作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)</u>で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項及び第18条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、<u>書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。</p> <p><u>2 旧訪問サービス事業者及び旧訪問サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)</u>のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、<u>当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)</u>によることができる。</p> <p>(その他) 第43条 略</p>	<p>(旧訪問サービスの提供に当たっての留意点) 第41条 略</p> <p>(その他) 第42条 略</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条第3項の規定の適用については、同項中「研修を実施する等の措置を講じなければならない」とあるのは「必要な措置を講じるよう努めなければならない。ただし、研修を実施する措置については、講じなければならない」とし、第25条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、

「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、第35条の2の規定の適用については、同条中「講じなければならぬ」とあるのは「講じるよう努めなければならぬ。ただし、第3号に掲げる措置については、講じなければならぬ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第27条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第28条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。